

## 長崎県新生活運動推進事業費補助金実施要綱

### (趣旨)

第1条 県は、安全で安心して暮らせる住みよいまちづくり運動を推進するため、予算の定めるところにより長崎県新生活運動協議会に対し、長崎県新生活運動推進事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、長崎県補助金等交付規則(昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。)及び長崎県県民生活部関係補助金等交付要綱(平成19年長崎県告示第369号。以下「交付要綱」という。)に定めるもののほか、この実施要綱の定めるところによる。

### (補助の対象及び補助額)

第2条 補助金の交付の対象となる経費は次のとおりとし、予算の定める範囲内において知事が別に定める額とする。

協議会人件費

協議会運営事務費

生活学校運動費

生活会議運動費

生活学校等助成費

その他新生活運動の推進を図るために必要な経費

### (申請書に添付すべき書類)

第3条 規則第4条の規定による申請書(様式第1号)に添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 事業計画書(様式第2号)

(2) 収支予算書(様式第3号)

(3) 暴力団排除に係る誓約書(様式第4号)

### (申請書の提出期限)

第4条 規則第4条の規定による申請書の提出期限は、当該年度の4月20日までとする。

### (申請の取下げのできる期間)

第5条 規則第8条第1項の申請の取下げをすることができる期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から15日を経過した日とする。

(経費の変更)

第6条 規則第11条2項第1号の軽微な変更は、交付要綱第5条第4項に定めるもののほか、補助金に変更を生じない範囲で補助金の交付の対象となる各経費の2割以内の流用とする。

(実績報告)

第7条 規則第13条第1項の規定による実績報告書(様式第5号)の提出期限は、事業の完了した日から30日を経過した日までとする。(同項後段の場合には、翌年度の4月20日)

2 規則第13条第1項の規定による実績報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

事業報告書(様式第6号)

収支決算書(様式第7号)

(補助金の交付)

第8条 この補助金は、概算払の方法により交付することができる。この場合において補助金の請求をしようとする者は、補助金交付請求書(概算払)(様式第8号)を知事に提出しなければならない。

(帳簿の整備等)

第9条 補助金の交付を受けた者は、当該事業に係る収入及び支出の経理について明確にした帳簿、証拠書類等を整備し、これを当該事業の完了の翌年度から5年間保管しなければならない。

附 則

1 この実施要綱は、平成18年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

1 この実施要綱は、平成29年度の予算に係る補助金から適用する。

(様式第1号)

年 月 日

長崎県知事 様

住所

長崎県新生活運動協議会会長 印

年度長崎県新生活運動推進事業費補助金交付申請書

年度長崎県新生活運動推進事業費補助金について 円を交付されま  
すよう、長崎県補助金等交付規則(昭和40年長崎県規則第16号)第4条及び長崎県新生活運  
動推進事業費補助金実施要綱第3条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

関係書類

- 1 事業計画書(様式第2号)
- 2 収支予算書(様式第3号)
- 3 暴力団排除に係る誓約書(様式第4号)

(様式第2号)

年度 新生活運動推進事業計画書

新生活運動の推進

- 1 活動目標
- 2 長崎県新生活運動協議会委員会の開催
- 3 その他

生活学校運動の推進

- 1 生活学校の開設状況
- 2 生活学校運動の経費
- 3 生活学校の活動

生活会議運動の推進

- 1 生活会議の開設状況
- 2 生活会議運動の経費
- 3 生活会議の活動

あしたの日本を創る協会事業への参加

新生活「門松カード」の作成頒布

事業完了予定年月日

(様式第3号)

年度収支予算書

(収入の部)

単位：千円

区 分	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	増減 (A - B)
県費補助金			
あしたの日本を創る協会負担金			
門松カード頒布金			
雑収入			
合 計			

(支出の部)

区 分	本年度予算額(C)	前年度予算額(D)	増減(C - D)
1 人件費 給料等			
2 運営事務費 旅 費 庁 費			
3 生活学校運動費 謝 金 旅 費 庁 費			
4 生活会議運動費 旅費			
5 生活学校等助成費 交付金			
6 その他の経費			
合計			

## 長崎県新生活運動推進事業補助金

円

( 年度 )

経費の区分	事業費	補助金申請額	その他の経費
1 人件費 給料等			
2 運営事務費 旅費 庁費			
3 生活学校運動費 謝金 旅費 庁費			
4 生活会議運動費 旅費			
5 生活学校等助成金 交付金			
6 その他の経費			
合 計			

年 月 日

長崎県知事 様

申請者 住所  
氏名 印

### 誓約書

私は、 年度長崎県新生活運動推進事業費補助金交付申請を行うにあたり、次の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、長崎県警察本部に照会することについて承諾します。

チェック欄（誓約の場合、 にチェックを入れてください。）

自己及び本事業実施主体の構成員等は、次のアからウのいずれにも該当するものではありません。また、事業実施主体の運営に対し、次のアからウのいずれの関与もありません。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者その他知事が認めるもの

補助事業等又は間接補助事業等を行うにあたり、上記アからウに掲げる者（以下「暴力団等」という。）と契約を締結しません。

暴力団等をこの事業に係る間接補助事業者にしません。

暴力団等から不当な要求行為を受けた場合は、速やかに県に報告するとともに、警察に通報します。

県では、長崎県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

(様式第5号)

年 月 日

長崎県知事 様

住所 長崎市大黒町3-1 交通産業ビル4F

長崎県新生活運動協議会会長 印

年度長崎県新生活運動推進事業費補助金実績報告書

年 月 日付長崎県指令 で交付の決定の通知があった 年度長  
崎県新生活運動推進事業費補助金について、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則  
第16号）第13条及び長崎県新生活運動推進事業費補助金実施要綱第7条の規定により、その  
実績を関係書類を添えて報告します。

関係書類

- 1 事業実績報告書（様式第6号）
- 2 収支決算書（様式第7号）



(様式第6号)

年度 新生活運動推進事業実績報告書

新生活運動の推進

- 1 活動目標
- 2 長崎県新生活運動協議会委員会の開催
- 3 その他

生活学校運動の推進

- 1 生活学校の開設状況
- 2 生活学校運動の経費
- 3 生活学校の活動

生活会議運動の推進

- 1 生活会議の開設状況
- 2 生活会議運動の経費
- 3 生活会議の活動

あしたの日本を創る協会事業への参加

新生活「門松カード」の作成頒布

事業完了年月日

(様式第7号)

## 年度 一般会計収支決算書

(収入の部)

(単位 円)

区 分	本年度予算額(A)	収入済額(B)	比較(B-A)
県費補助金			
あしたの日本を創る協会負担金			
門松カード頒布金			
雑収入			
合 計			

(支出の部)

区 分	本年度予算額(C)	支出済額(D)	比較(D-C)
1 人件費 給料等			
2 運営事務費 旅費 庁費			
3 生活学校運動費 謝金 旅費 庁費			
4 生活会議運動費 旅費			
5 生活学校等助成費 交付金			
6 その他の経費			
合 計			

収入済額	円
支出済額	円
差引残高	円
翌年度繰越額	円

区 分	事 業 費	補助金交付額	補助金実績額
1 人件費 給料等			
2 運営事務費 旅費 庁費			
3 生活学校運動費 謝金 旅費 庁費			
4 生活会議運動費 旅費			
5 生活学校等助成費 交付金			
6 その他の経費			
合計			

(様式第8号)

年度長崎県新生活運動推進事業費補助金交付請求書(概算払)

金 円

年 月 日付長崎県指令 で交付の決定があった 年度長崎  
県新生活運動推進事業費補助金を上記のとおり交付されるよう、長崎県補助金等交付規則(昭  
和40年長崎県規則第16号)第16条第2項及び長崎県長崎県新生活運動推進事業費補助  
金実施要綱第8条の規定により、請求します。

年 月 日

長崎県知事 様

住所  
氏名